

## 生駒市公益活動アドバイザー会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 本市における市民活動の更なる促進及び発展を図るとともに、様々な地域課題の解決に繋がる公益活動の育成と様々な活動主体が自立的に公益活動を展開する地域社会の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市公益活動アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見等を求める事項)

第2条 アドバイザー会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動団体の活動に関すること。
- (2) 市内で展開される公益活動に関すること。
- (3) 市民活動推進センターの事業に関すること。
- (4) 生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第4条の規定に基づき提出された交付申請の補助事業に関すること。
- (5) 補助金交付要綱第5条の規定に基づく事業の継続に関すること。

### (参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、アドバイザー会議への参加を求めるものとする。

- (1) 市民活動、公益活動を実践している者
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続してアドバイザー会議への参加を求めるものとする。

### (運営)

第4条 アドバイザー会議の参加者は、その互選によりアドバイザー会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、アドバイザー会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料と提出を求めることができる。

### (分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、アドバイザー会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるも

のとする。

（開催時期）

第6条 アドバイザー会議の開催期間は、令和10年3月31日までとする。

（庶務）

第7条 アドバイザー会議の庶務は、市民活動推進センターにおいて処理する。

（施行の細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年7月9日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。